



地域安全対策ニュース

愛知県警察本部
生活安全総務課

架空請求詐欺

コンビニ決済で支払いさせる手口の特徴

平成29年中、有料サイト使用料を請求するメールや「総合消費料金の訴訟最終告知」などと訴訟関係費用を要求するハガキに記載された連絡先に電話し、コンビニ決済で支払うよう指示された被害を分析したところ、犯人の手口の特徴が見えてきました。

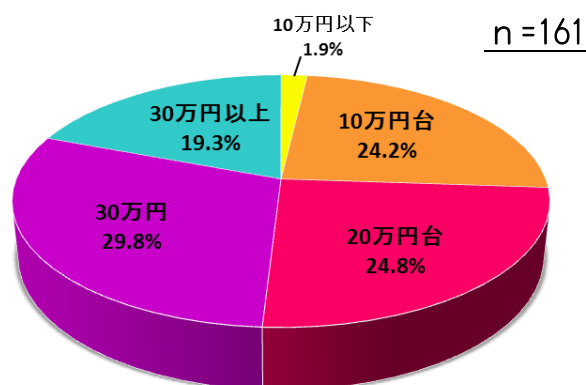
特徴1

10万円以上の被害が全体の約98%を占めています。

コンビニ決済1件の限度額は30万円です。

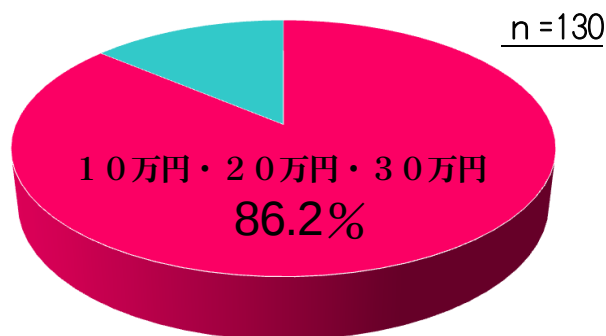
犯人は1度の支払手続で、できるだけ多くのお金をダマしとろうとしています。

※30万円以上の割合は、1度に2件以上の支払手続をさせられてしまった場合です。



特徴2

30万円以下の被害を分析すると、1度の手続で支払った額は、10万円、20万円、30万円とキリの良い金額が約86%を占めていることが分かりました。



ココで気付いて!

◎電話でコンビニ決済の支払を指示され、金額が10万円以上??

→ 必ず相談してください!

◎支払金額がキリの良い金額??

→ レジに表示される金額は、必ず確認してください!



コンビニ決済とは

インターネットで買い物をした際の支払方法の一つで、コンビニエンスストアで支払手続するものです。店内に設置の端末を操作して11桁の番号を入力して出力されたレシートをレジに持参して手続する場合や、レジで13桁の番号を伝えて手続する場合があります。